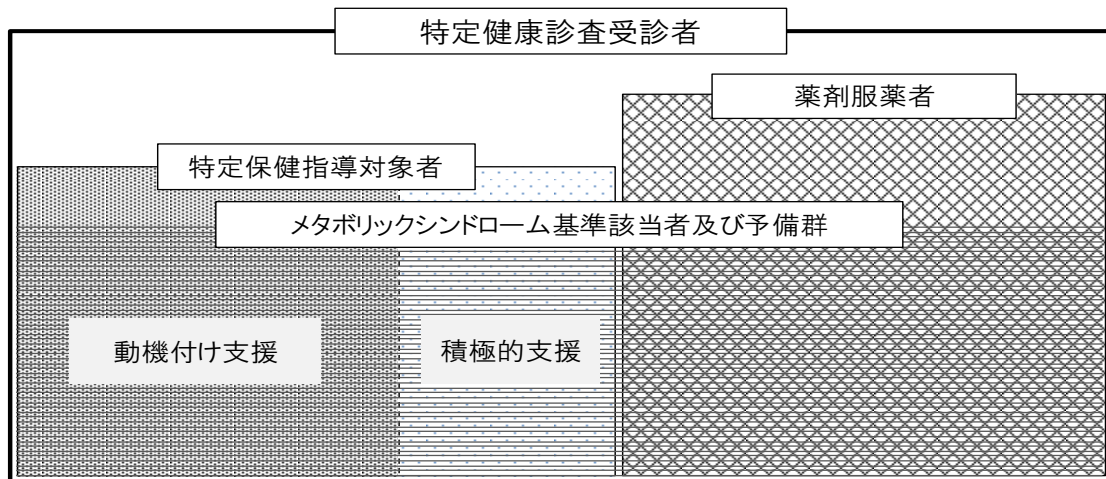


2) 特定健康診査・特定保健指導について

資料3-2

草津市では、国民健康保険の保険者として、生活習慣病の予防およびこれによる医療費の適正化を目指し、40歳以上75歳未満の被保険者を対象者としメタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導として、特定健康診査および特定保健指導を実施している。

【メタボリックシンドローム基準該当者及び予備群と特定保健指導対象者の関係】



動機付け支援：腹囲またはBMI \geq 25＋追加リスク(血糖、脂質、血圧)1以上該当・40～74歳

積極的支援：腹囲またはBMI \geq 25＋追加リスク(血糖、脂質、血圧)2つ以上該当・喫煙歴有40～64歳

1. 平成29年度特定健康診査・特定保健指導実施内容について

- ・協会けんぽとの集団健診同時実施
- ・土日、時間外の利用勧奨および保健指導の実施。
- ・集団健診受診者への結果返し会の実施。
- ・特定健診結果返し会での特定保健指導初回支援および生活習慣病相談の実施。

2. 平成30年度特定健康診査・特定保健指導実施内容（案）

●特定健康診査

- ①協会けんぽとの集団健診同時実施の拡充。
- ②未受診者に対し、年2回（9月、12月）受診勧奨はがきを送付。
- ③保健師による未受診者に対する電話での受診勧奨。

●特定保健指導

- ・指導体制について
- ④積極的支援および動機付け支援の委託先の拡充。
- ⑤集団健診時のワンストップ保健指導の実施。
- ⑥健康イベント等での結果返しおよび特定保健指導初回支援の実施。
- ⑦土日、時間外の利用勧奨および保健指導の実施。
- ・指導内容について
- ⑧特定保健指導期間中の運動教室および栄養教室の実施。
- ⑨指導期間を3か月とし、特定保健指導終了後3か月後に市保健師・管理栄養士によるフォローアップの実施。